

## 訪問看護ステーション可部 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人 長久堂野村病院が開設する訪問看護ステーション可部（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要性を認めた利用者に対し、適正な訪問看護の提供を行うことを目的とする。

### (事業の方針)

- 第2条 事業の実施にあたり、事業所の看護職員等は利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施にあたり、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 医療法人長久堂野村病院は運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について担当者を決め、定期協議するものとする。

### (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
- (1) 名 称 訪問看護ステーション可部
  - (2) 住 所 広島市安佐北区可部南四丁目 17 番 30 号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
- (1) 管理者：1名（常勤兼務）  
管理者は、事業所の職員の管理および訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問看護の提供にあたる。
  - (2) 看護職員等  
看護職員：6名（常勤兼務1名、常勤専従1名、非常勤専従4名）  
理学療法士・言語聴覚士・作業療法士：6名（非常勤専従6名）  
看護職員等は、訪問看護計画書および訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書および介護予防訪問看護報告書を含む）を作成し、訪問看護の提供にあたる。

### (営業日および営業時間)

- 第5条 事業所の営業日、営業時間および休日は下記の通りとする。
- (1) 営業日  
月曜日から金曜日までとする。（但し、国民の休日、8月14日から8月16日、12月

30日から翌年1月3日までを除く)

(2) 営業時間

8時30分から17時30分までとする。

(3) その他

24時間連絡体制にあり、緊急時には訪問を必要に応じて行う。(利用者又は家族の同意を得ている場合)

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 払拭、手足浴、洗髪、入浴介助等の清潔の保持
- (3) 食事および排泄等、日常生活の世話
- (4) リハビリテーション
- (5) 療養生活や介護方法の助言、指導
- (6) 主治医への報告、指示受け
- (7) 緊急時の対応
- (8) 訪問看護計画に基づく訪問看護の実施
- (9) 訪問看護計画書、報告書の作成

(緊急時における対応方法)

第7条 看護職員等は訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じる。

- 2 看護職員等は前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(秘密保持と個人情報の保護)

第8条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(利用料等)

第9条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmにつき20円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は下記の通りとする。

安佐北区：全域

安佐南区：八木 1 丁目～9 丁目、緑井 1 丁目～8 丁目のみとする

(相談・苦情対応)

第 11 条 事業所利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

(事故処理)

第 12 条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 事業所は社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、又、業務体制を整備する。

2 予定していた看護職員等が訪問できなくなった場合、必ず代替りの看護職員等が利用者へ連絡を取り、迅速に責任をもって訪問する。

3 看護職員等が感染症に罹患した場合、感染対策を行うとともに、他の看護職員等に交代して訪問看護を行う。

4 事業所は訪問看護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間（居宅介護サービス費の請求の根拠となる記録については 5 年間）保存するものとする。

5 事業の実施にあたり、疑義が生じたときは関係官庁の指導を得て、これを解決するものとする。

6 本規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人 長久堂野村病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 9 年 7 月 1 日 から施行する

平成 12 年 4 月 1 日 一部改訂

平成	19	年	4	月	1	日	一部改訂
平成	19	年	8	月	1	日	一部改訂
平成	21	年	5	月	1	日	一部改訂
平成	22	年	4	月	1	日	一部改訂
平成	23	年	3	月	1	日	一部改訂
平成	23	年	10	月	1	日	一部改訂
平成	25	年	3	月	25	日	一部改訂
平成	25	年	10	月	28	日	一部改訂
平成	25	年	12	月	25	日	一部改訂
平成	26	年	5	月	1	日	一部改訂
平成	27	年	8	月	1	日	一部改訂
平成	28	年	1	月	9	日	一部改訂
平成	28	年	2	月	1	日	一部改訂
平成	28	年	4	月	1	日	一部改訂
平成	29	年	1	月	1	日	一部改訂
平成	30	年	3	月	31	日	一部改訂
平成	30	年	6	月	20	日	一部改訂
平成	30	年	7	月	29	日	一部改訂
平成	31	年	3	月	1	日	一部改訂
平成	31	年	4	月	1	日	一部改訂
令和	1	年	5	月	7	日	一部改訂
令和	2	年	4	月	1	日	一部改訂
令和	2	年	11	月	1	日	一部改訂
令和	3	年	2	月	1	日	一部改訂
令和	3	年	3	月	1	日	一部改訂
令和	3	年	7	月	1	日	一部改訂
令和	3	年	8	月	1	日	一部改訂
令和	4	年	3	月	1	日	一部改訂
令和	4	年	4	月	1	日	一部改訂
令和	4	年	5	月	1	日	一部改訂
令和	4	年	7	月	1	日	一部改訂
令和	5	年	6	月	1	日	一部改訂
令和	6	年	4	月	1	日	一部改訂